

エコアクション21環境経営レポート (2021年度版)



対象期間：2021年7月1日～2022年6月30日

発行日：2022年9月15日

改訂日：2023年2月13日



株式会社 海部清掃

<http://www.amaseisou.co.jp>

目 次

I	組織の概要	3	～	16
II	対象の範囲	17		
III	後発事象	17		
IV	環境経営方針	18		
V	環境経営目標	19	～	20
VI	環境経営計画	21		
VII	環境目標の実績と取組結果	22		
VIII	環境活動計画の取組結果の評価と次年度取組内容	23	～	24
IX	環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反 訴訟等の有無	25		
X	代表者による全体評価と見直しの結果	26		
XI	参考資料	27		

I. 組織の概要

- (1) 名称 株式会社 海 部 清 掃
- (2) 代表者名 代表取締役 加 藤 慎 史
- (3) 本社 所在地 〒490-1104 愛知県あま市西今宿平割二6番地
- T E L (052) 441-5353
- F A X (052) 441-5427
- U R L <http://www.amaseisou.co.jp>
- (4) リサイクルセンター所在地 〒490-1207 愛知県あま市二ツ寺上長2番1
- T E L (052) 442-8493
- F A X (052) 441-8508
- (5) 設 立 1978年(昭和53年)10月26日
- (6) 資 本 金 10,000 千円 (6) 売上 2,190 百万円
- (7) 処 理 実 績
- | | | | | |
|---------------|------|---------|----|----------|
| 一般廃棄物 | 収集運搬 | 6,488 t | 処分 | 3,353 t |
| 産業廃棄物 | 収集運搬 | 7,785 t | 処分 | 38,519 t |
| (うち特別管理産業廃棄物) | 収集運搬 | 259 t | 処分 | 3,104 t) |
- (8) 環境管理責任者 営業部長 佐 藤 廣 晃
- E-MAIL h.sato@amaseisou.co.jp
- (9) 従業員 46 名
1. 産業廃棄物、一般廃棄物のリサイクル、用具販売、収集運搬及び処理処分業
 2. 衣料品、家具、日用雑貨、自転車、貴金属製品、家電製品、事務用品、機械器具等の中古品の買取及び販売
 3. 鉄、非鉄金属、プラスチック、紙類の買取及び販売
 4. 鉄、非鉄金属の加工及び再資源化処理
 5. 火薬類の運搬及び廃棄
 6. 使用済自動車の引取、フロン類の回収、及び解体
 7. 第一種フロン類の充填、回収及び点検
 8. 一般及び環境計量証明事業
 9. 土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道、塗装、解体、建築等の工事の請負
 10. 建築物、構造物、工作物の清掃、撤去、移動、調査、維持管理
 11. 前各号に関するコンサルタント業
 12. 一般貨物自動車運送事業
 13. 貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業
 14. 前各号に付帯する一切の業務
- (10) 事業内容
- (11) 許認可 2022年9月15日 現在で記載

愛知県 優良 第02310003929号

産業廃棄物収集運搬

許可内容(積替え保管を含む)

許可年月日

許可期限

令和3年(2021年)12月27日

令和10年(2028年)12月26日

燃え殻※4、汚泥※4、廃油、廃酸※4、廃アルカリ※4、廃プラスチック類※1※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず※1、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※1※2、鋳さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)※4、13号廃棄物、上記品目※3(以上20品目)

愛知県 優良 第02360003929号

特別管理産業廃棄物収集運搬

許可内容(積替え保管を含む)

許可年月日

許可期限

令和3年(2021年)12月17日

令和10年(2028年)12月16日

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

特定有害廃PCB等※5、特定有害PCB汚染物※5、特定有害廃水銀等

特定有害燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)6品目

特定有害指定下水汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、を含むもの)24品目

特定有害汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)12品目

特定有害廃酸

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃アルカリ

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害鋳さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)6品目

特定有害ダスト類

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)8品目

令第2条第13号特定有害廃棄物

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレン、を含むもの)16品目 以上155品目

(愛知県) 産業廃棄物積替え保管施設

積替保管場所	愛知県あま市二ツ寺上長2番1	愛知県あま市二ツ寺上長45番1
面積	1,855.05㎡ (保管面積43.46㎡)	10,888.67㎡ (保管面積30.86㎡)
廃棄物の種類	燃え殻*4、汚泥*4、廃油、廃酸*4、廃アルカリ*4、動植物性残渣、金属くず*1、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く) 及び陶磁器くず*1*2、鉋さい*4、動物の死体、ばいじん (ダスト類) *4 上記品目*3	燃え殻*4、汚泥*4、廃酸*4、廃アルカリ*4、廃プラスチック類*1*2、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず*1、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く) 及び陶磁器くず*1*2、鉋さい*4、がれき類*2、動物のふん尿、ばいじん (ダスト類) *4、令第2条第13号廃棄物、上記品目*3
保管上限	42.13m ³	38.81m ³
高さ	該当なし	該当なし

(愛知県) 特別管理産業廃棄物積替え保管施設

積替保管場所	愛知県あま市二ツ寺上長45番1			
面積	10,891.58㎡ (保管面積2.97㎡)			
廃棄物の種類	<p>引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等 特定有害廃PCB等*5、特定有害PCB汚染物*5、特定有害廃水銀等 特定有害燃え殻 (カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの) 特定有害指定下水汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサンを含むもの) 特定有害汚泥 (水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) 特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの) 特定有害廃酸 (水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) 特定有害廃アルカリ (水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) 特定有害鉋さい (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの) 特定有害ダスト類 (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの) 令第2条第13号特定有害廃棄物 (水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレンを含むもの)</p>			
	保管上限	2.06m ³	高さ	該当なし

愛知県 優良 第02320003929号

産業廃棄物処分

許可年月日

令和3年(2021年)12月8日

許可内容(圧縮)

許可期限

令和10年(2028年)10月3日

廃プラスチック類*1*2、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*1、上記品目*3(以上5品目)(処理能力61.824m³/日)

許可内容(圧縮・選別)

汚泥*4、廃油、廃酸*4、廃アルカリ*4、廃プラスチック類*1*2、金属くず*1、上記品目*3(以上6品目)(処理能力61.824m³/日)

許可内容(焼却)

廃プラスチック類(処理能力52.1t/日)、廃油(処理能力86.5t/日)、汚泥(処理能力93.2t/日)

燃え殻*4、汚泥*4、廃油、廃酸*4、廃アルカリ*4、廃プラスチック類*1*2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず*1、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず*1*2、鉋さい*4、がれき類*2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)*4 上記品目*3(以上19品目)(処理能力96t/日)

許可内容(選別)

廃プラスチック類*1*2、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず*1、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず*1*2、がれき類*2、上記品目*3(以上7品目)(処理能力130m³/日)

許可内容(破碎)

廃プラスチック類(処理能力4.96t/日)、紙くず(処理能力7.8t/日)

木くず(処理能力4.94t/日)、繊維くず(処理能力6.6t/日)、ゴムくず(処理能力7t/日)

廃プラスチック類*1*2、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず*1、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず*1*2、上記品目*3(以上7品目)(処理能力4.92t/日)

許可内容(破碎・選別)

汚泥*4、廃油、廃酸*4、廃アルカリ*4、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず*1*2、上記品目*3(以上5品目)(処理能力61.824m³/日)

愛知県 優良 第02370003929号

特別管理産業廃棄物処分

許可年月日

令和3年(2021年)12月17日

許可期限

令和10年(2028年)12月16日

許可内容(焼却)

腐食性廃酸(88.5t/日)、腐食性廃アルカリ(88.5t/日)

引火性廃油(86.5t/日)、感染性産業廃棄物(68.5t/日)(以上4品目)

許可内容(中和)

腐食性廃酸(16m³/日)、腐食性廃アルカリ(16m³/日)(以上2品目)

岐阜県 優良 02100003929

産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和4年(2022年)4月20日
令和11年(2029年)4月19日

燃え殻※2、汚泥※2、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類※1※2、紙くず※2、木くず※2、繊維くず※2、
動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず※2、金属くず※1※2、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新
築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※1※2、鋳さい、がれき類※2、動物のふん尿、
動物の死体、ばいじん、13号廃棄物、上記品目※3※4(以上20品目)

岐阜県 優良 02150003929

特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和4年(2022年)4月20日
令和11年(2029年)4月19日

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等
特定有害廃PCB等※5、特定有害PCB汚染物※5、特定有害廃水銀等
特定有害燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)6品目

特定有害指定下水汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四
塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、を含むもの)24品目

特定有害汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四
塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品
目

特定有害廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロ
ロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)12品目

特定有害廃酸

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四
塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品
目

特定有害廃アルカリ

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四
塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、
1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品
目

特定有害鋳さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)6品目

特定有害ばいじん

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)8品目

令第2条第13号特定有害廃棄物

特定有害燃え殻を処分するために処理したもの

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの)5品目

特定有害指定下水汚泥を処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタ
ン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレンを含むもの)16品目

特定有害汚泥を処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタ
ン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレンを含むもの)16品目

特定有害廃油を処分するために処理したもの

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、
1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2トリクロロエタンを含むもの)8品目

特定有害廃酸を処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタ
ン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレンを含むもの)16品目

特定有害廃アルカリを処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタ
ン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレンを含むもの)16品目

特定有害鋳さいを処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの)6品目

特定有害ばいじんを処分するために処理したもの

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むもの)6品目

以上24品目

三重県 優良 第02400003929号
産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)12月7日
許可期限 令和10年(2028年)12月6日

燃え殻※4、汚泥※3※4、廃油※3、廃酸※3※4、廃アルカリ※3※4、廃プラスチック類※1※2※3、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず※3、金属くず※1※3、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※1※2※3、鋳さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん※4、13号廃棄物(以上20品目)

三重県 優良 第02450003929号
特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)12月7日
許可期限 令和10年(2028年)12月6日

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等
特定有害廃PCB等※、特定有害PCB汚染物※、特定有害廃水銀等
特定有害燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)6品目

特定有害汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)24品目

特定有害廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)12品目

特定有害廃酸

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)24品目

特定有害廃アルカリ

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)24品目

特定有害鋳さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)6品目

特定有害ばいじん

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)8品目

令第2条第13号特定有害廃棄物

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレン、を含むもの)15品目 以上127種類

静岡県 第02201003929号

産業廃棄物収集運搬

許可内容(積替え保管を除く)

許 可 年 月 日

令和4年(2022年)6月14日

許 可 期 限

令和11年(2029年)6月13日

燃え殻※4、汚泥※3※4、廃油※3、廃酸※3※4、廃アルカリ※3※4、廃プラスチック類※1※2※3、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず※3、金属くず※1※3、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※1※2※3、鋳さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)※4、13号廃棄物 (以上20品目)

静岡県 第02251003929号

特別管理産業廃棄物収集運搬

許可内容(積替え保管を除く)

許 可 年 月 日

令和2年(2020年)12月2日

許 可 期 限

令和7年(2025年)12月1日

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等、特定有害廃PCB等※5、特定有害PCB汚染物※5、特定有害廃水銀等

特定有害燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)6品目

特定有害指定下水汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、を含むもの)24品目

特定有害汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)12品目

特定有害廃酸

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃アルカリ

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害鋳さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)6品目

特定有害ばいじん

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)8品目

以上139品目

長野県 優良 02009003929

産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)5月25日
許可期限 令和10年(2028年)5月24日

燃え殻※4、汚泥※3※4、廃油※3、廃酸※3※4、廃アルカリ※3※4、廃プラスチック類※1※2※3、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず※3、金属くず※1※3、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※1※2※3、鋳さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん※4、13号廃棄物(以上20品目)

長野県 優良 02059003929

特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 平成29年(2017年)2月28日
許可期限 令和5年(2013年)2月27日

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等
特定有害廃PCB等※5、特定有害PCB汚染物※5、特定有害廃水銀等
特定有害燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)6品目

特定有害汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)12品目

特定有害廃酸

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害廃アルカリ

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)25品目

特定有害鋳さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)6品目

特定有害ダスト類

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)8品目

令第2条第13号特定有害廃棄物

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、セレン、を含むもの)16品目

大阪府 優良 第02700003929号

産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和2年(2020年)8月20日
許可期限 令和9年(2027年)8月19日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)、13号廃棄物、(以上20品目)上記品目※2※3※4

大阪府 第02750003929号

特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)3月3日
許可期限 令和8年(2026年)3月2日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鋳さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃PCB等※5、PCB汚染物※5、廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの

京都府 優良 02601003929
産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和2年(2020年)8月10日
許可期限 令和9年(2027年)8月31日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)、13号廃棄物(以上20品目)上記品目※2※3※4

京都府 02650003929
特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)3月29日
許可期限 令和8年(2026年)3月28日

燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)

汚泥

(水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

廃油

(引火性廃油、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)

廃酸

(腐食性廃酸、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

廃アルカリ

(腐食性廃アルカリ、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

鉋さい

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)

ばいじん

(水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

感染性産業廃棄物、廃PCB等*5、PCB汚染物*5、廃水銀等、廃石綿等

以上12品目

兵庫県 優良 第02803003929号
産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和2年(2020年)9月11日
許可期限 令和9年(2027年)9月10日

燃え殻※4、汚泥※4、廃油、廃酸※4、廃アルカリ※4、廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※2、鉋さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)※4、13号廃棄物(以上20品目)上記品目※3

兵庫県 第02853003929号
特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日 令和3年(2021年)1月13日
許可期限 令和8年(2026年)1月12日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉋さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃水銀等、廃ポリ塩化ビフェニル等*5、ポリ塩化ビフェニル汚染物*5

滋賀県 優良 第02501003929号

産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和3年(2021年)8月31日
令和10年(2028年)8月30日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)、13号廃棄物(以上20品目)
上記品目※2※3※4

滋賀県 第02551003929号

特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和3年(2021年)1月27日
令和8年(2026年)1月26日

燃え殻

(カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むもの)

特定有害汚泥

(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

廃油

(引火性廃油及び、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサン、を含むもの)

廃酸

(PH2.0以下のもの及び、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

廃アルカリ

(PH12.5以上のもの及び、アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

特定有害鉋さい

(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、を含むもの)

ばいじん

(アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの)

感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃ポリ塩化ビフェニル等*5、ポリ塩化ビフェニル汚染物*5、廃水銀等(以上12項目)

奈良県 第02900003929号

産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和3年(2021年)1月25日
令和8年(2026年)1月24日

燃え殻※4、汚泥※4、廃油、廃酸※4、廃アルカリ※4、廃プラスチック類※2、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず※2、鉋さい※4、がれき類※2、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん(ダスト類)※4、13号廃棄物(以上20品目)上記品目※3

奈良県 第02950003929号

特別管理産業廃棄物収集運搬
許可内容(積替え保管を除く)

許可年月日
許可期限

令和3年(2021年)1月25日
令和8年(2026年)1月24日

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉋さい、ばいじん、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等*5、ポリ塩化ビフェニル汚染物*5、廃石綿等、廃水銀等

産業廃棄物処理施設設置許可（焼却施設）

愛知県 26循環第48-1号

許可年月日 平成27年(2015年)4月28日

許可内容	施行令第7条3号	汚泥	93.2t/日(3.887t/時間)
	施行令第7条5号	廃油	86.5t/日(3.608t/時間)
	施行令第7条8号	廃プラスチック類※1*2	52.1t/日(2.174t/時間)
	施行令第7条13号の2	燃えがら、他 混焼※1*2	96t/日(4t/時間)

一般廃棄物処理施設設置許可（焼却施設）

愛知県 26循環第38-1号

許可年月日 平成27年(2015年)4月28日

許可内容	混合ごみ、可燃ごみ	96t/日(4t/時間)
------	-----------	--------------

再生事業者登録

愛知県 登録番号:第2312001号

登録年月日 平成24年(2012年)8月14日

事業内容 古紙、金属くず、空き瓶、古繊維、ペットボトルの再生

一般廃棄物収集運搬業 許可内容（可燃ごみ）

範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
あま市	3あ環第5-6号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
愛西市	3愛西環許可番号第25号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
一宮市	一宮市環境廃第101号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
稲沢市	3稲資指令第111号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
春日井市	1-28	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
北名古屋市	4指令北環第9号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日
清須市	第2021-10号	令和3年(2021年)4月1日	令和5年(2023年)3月31日
津島市	3津島生環第37号	令和3年(2021年)6月21日	令和5年(2023年)6月20日
弥富市	2弥環第143号	令和3年(2021年)4月1日	令和5年(2023年)3月31日
弥富市(積卸)	3弥環第67号	令和3年(2021年)10月1日	令和5年(2023年)9月30日
大治町	3指令大廃棄第9-8号	令和3年(2021年)4月1日	令和5年(2023年)3月31日
蟹江町	3蟹環指令第29号	令和3年(2021年)4月2日	令和5年(2023年)4月1日
飛島村	2保第1395号	令和3年(2021年)4月1日	令和5年(2023年)3月31日

一般廃棄物処分業

範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
あま市	3あ環第5-1号	令和4年(2022年)4月1日	令和6年(2024年)3月31日

許可内容 処分(圧縮・焼却・選別・破碎) 処理能力96t/日

建設業

申請場所	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
愛知県	(般-4) 第56520号	令和4年(2022年)5月15日	令和9年(2027年)5月14日

許可内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業
舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業、解体工事業

一般貨物自動車運送事業

申請場所	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
中部運輸局	中運自貨第759号	平成17年(2005年)10月25日	期限なし

第一種フロン類回収

範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
愛知県	第1232370001号	令和2年(2020年)4月27日	令和7年(2025年)4月26日
岐阜県	220750	令和2年(2020年)7月20日	令和7年(2025年)7月19日
三重県	三重第1000439号	令和2年(2020年)7月13日	令和7年(2025年)7月12日

使用済み自動車の引取業者登録

範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
愛知県	第20231120001号	令和4年(2022年)3月19日	令和9年(2027年)3月18日

使用済み自動車のフロン類回収業者登録

範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
愛知県	第20232120001号	令和4年(2022年)3月19日	令和9年(2027年)3月18日

使用済み自動車の解体業許可証

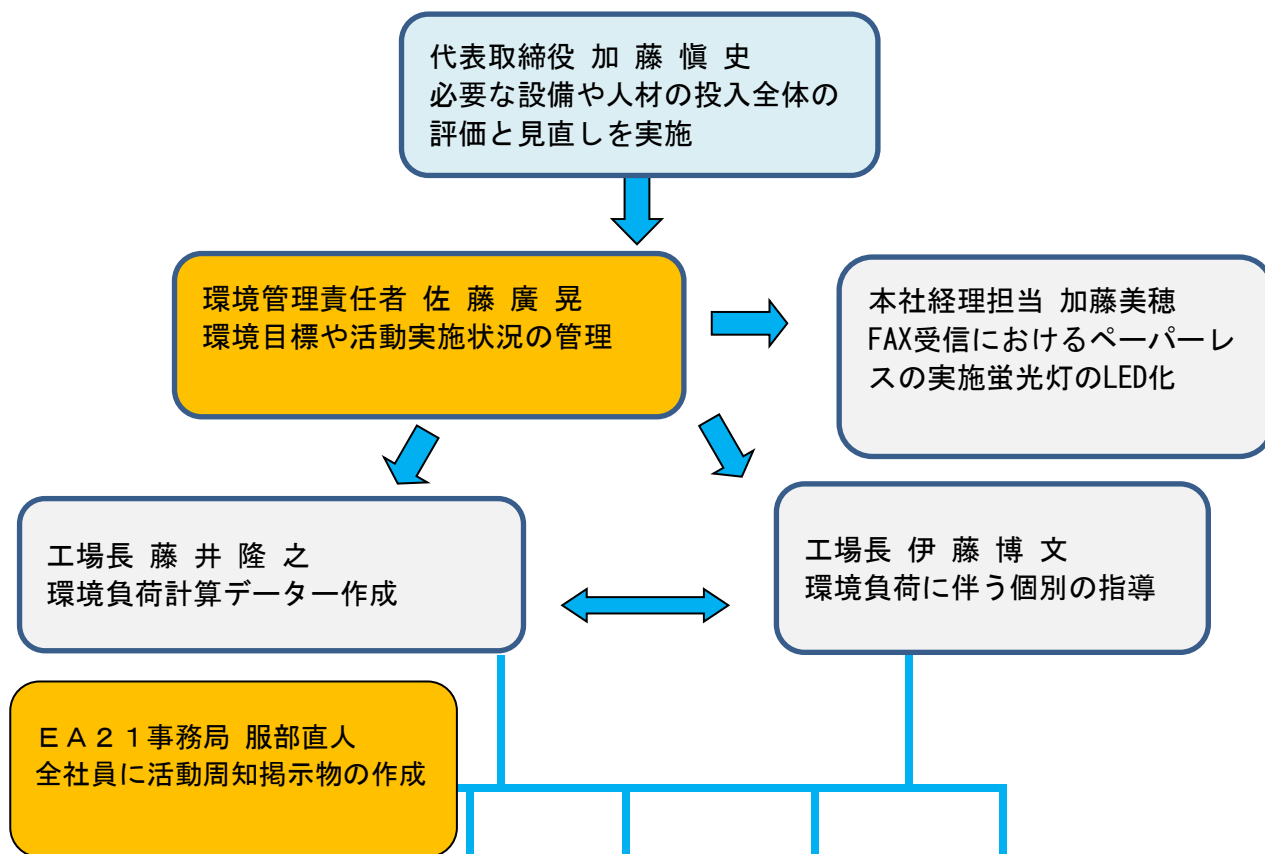
範囲	許可番号	許可年月日	許可の有効期限
愛知県	第20233120001号	令和4年(2022年)6月4日	令和9年(2027年)6月3日

(12) 特別管理・産業廃棄物収集運搬登録車両

キャブオーバ	11	台	塵芥車	12	台
脱着装置付コンテナ専用車	7	台	バン	7	台
清掃車	5	台	冷蔵冷凍車	3	台
計	45	台			

※1自動車等破砕物を含む ※2石綿含有産業廃棄物を含む ※3水銀使用製品産業廃棄物を含む ※4水銀含有ばいじん等を含む
*1自動車等破砕物を除く *2石綿含有産業廃棄物を除く *3水銀使用製品産業廃棄物を除く *4水銀含有ばいじん等を除く
*5微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る

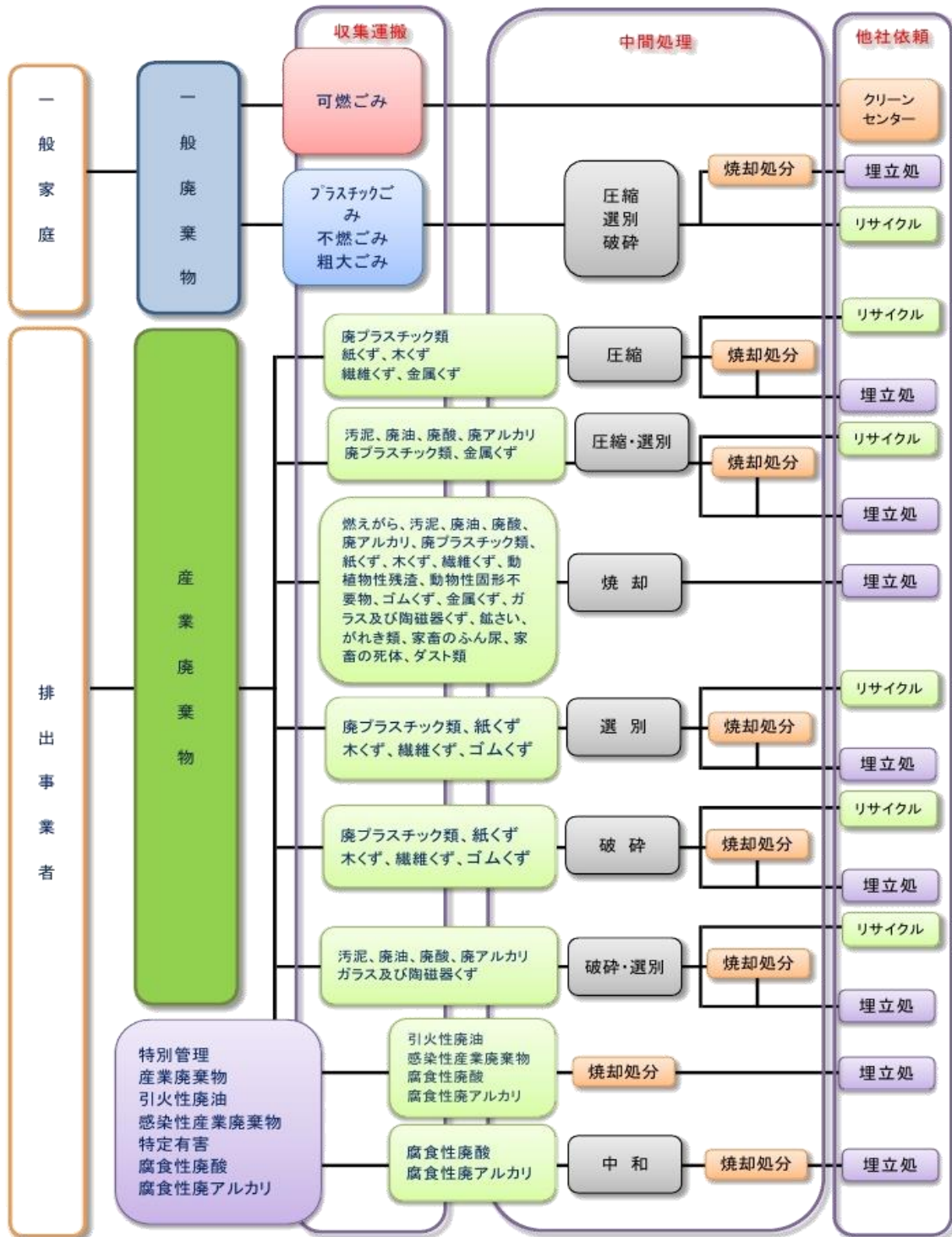
(13) 環境管理システムの具体的な取組(組織図・責任者)



	区分	加藤誠久	河村育郎	中村和裕	伊藤大輔	服部直人
職務分担	廃棄物処理業	<焼却担当> 維持管理基準の遵守や廃熱利用の実施	<営業担当> 分別収集の周知	<選別担当> リサイクル可能な物の徹底選別	<収集担当> 収集ルート効率化やアイドリングストップの実施	<事務担当> エコマーク商品の購入や無駄の無いコピーの徹底
	運送業建設業	<整備担当1> オフロード車両の定期点検及び年次点検の実施	<営業担当> 燃料、燃費、消耗品の管理	<整備担当2> 一般車両の定期点検及び年次点検管理	<配車担当> 収集ルート効率化やアイドリングストップの実施	-

(14) 処理工程図

株式会社 海部清掃 廃棄物処理フローシート



II. 対象の範囲

次の組織・事業活動を対象の範囲としています。

- ・ 対象事業所： 全社全組織（株式会社 海部清掃 本 社、リサイクルセンター）
- ・ 対象事業活動： 一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬及び中間処理業、
用具販売

注）事業許可を保有している建設業は、売上高も少額であり事業活動も経常的でないため
対象範囲としていません。

- ・ 対象期間：当社事業年度 2021年度： 2021年7月1日～2022年6月30日
- ・ 次年度の取組期間：当社事業年度 2022年度： 2022年7月～2023年6月
- ・ 環境活動レポート発行予定日： 2023年9月（予）

III. 後発事象

該当なし。

IV. 環境経営方針

基本理念

株式会社海部清掃は「きれいを創る」に基づき受け入れた産業廃棄物の処理に関する社会的責任への対応を強化するため、循環型社会の構築、リサイクルに向けての選別や焼却施設の余熱利用を行うことで未来へ向けた環境保全活動を推進してまいります。

活動方針

1、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減

焼却施設からの排出ガスによる地球温暖化、大気汚染を防止するため「維持管理基準の徹底」と「エコ運転」を実践、「低公害車の導入」等を推進します。

「適切な維持管理」等による「使用燃料の削減」により、企業活動による温室効果ガス排出の削減に努めます。

2、廃棄物の発生抑制・削減と再生利用リサイクルの促進

廃棄物排出量削減のため分別の徹底等の適正処理と受託廃棄物等の資源化リサイクルを促進します。

3、排水量（または水使用量）の削減

水資源の有効利用のため、冷却水の再利用し、排水量の低減に努力いたします。

4、グリーン購入やグリーン調達

事務用品・作業資材等のグリーン調達につとめます。

5、社会貢献活動の実施

ごみゼロ運動の開催やあいち夢はぐくみサポーターを推進します。

6、法規制等の遵守

環境関連法, 規制, 協定及びその他の要求事項を遵守し、環境負荷の低減、環境汚染の防止に努めます。

7、環境経営の継続的改善を実施

全社員が継続的に環境教育を実施することにより環境保全意識の向上に努めます。

改訂日 2022年1月11日

株式会社 海部清掃
代表取締役 加藤 慎史

V. 環境経営目標

基準の設定（2017年度環境負荷を測定した値を基準値とする。）

① 法的規制等の遵守（ダイオキシンを重点管理項目としています）

燃焼温度の適正な管理 焼却時の燃焼温度を連続的に記録し、監視する

CO濃度の適正な管理 焼却時のCO濃度を連続的に記録し、監視する

P R T R法の遵守

注）P R T R法対象化学物質の使用はありません

② 温室効果ガス（二酸化炭素）原単位排出量の削減

燃料等の種別	使用量		CO ₂ 排出係数		CO ₂ 排出量	
電気使用量	4,765.0	千kwh	0.50	t-CO ₂ /千kWh	2,382.5	t-CO ₂
ガソリン使用量	8.9	kl	2.32	t-CO ₂ /kl	20.6	t-CO ₂
軽油使用量	125.0	kl	2.58	t-CO ₂ /kl	322.5	t-CO ₂
灯油使用量	0.90	kl	2.49	t-CO ₂ /kl	2.2	t-CO ₂
A重油	35.0	kl	2.71	t-CO ₂ /kl	94.9	t-CO ₂
				t-CO ₂ /kl		t-CO ₂
廃棄物	15,098.7	t	2.71	t-CO ₂ /t	40,977.9	t-CO ₂
計					43,800.6	t-CO ₂

項目	2017年度 (基準年度)使用量	2021年度 目標	2022年度 目標	2023年度 目標
原単位CO ₂ 排出量	3.24 t-co ₂	3.11 t-co ₂ 1%減	3.08 t-co ₂ 1%減	3.05 t-co ₂ 1%減

※電力のCO₂への換算係数は令和2年度CO₂削減マニフェストの公表値：0.5kgCO₂/kWhとした
基準年度の原単位計算式（CO₂排出量47268.8t-CO₂÷廃棄物14589.1t=3.24t-CO₂/t）

③ 廃棄物の発生抑制・削減と再生利用リサイクルの促進

項目	2017年度 (基準年度)使用量	2021年度 目標	2022年度 目標	2023年度 目標
廃棄物の取扱数量	32,492 t	33,808 t	34,146 t	34,488 t
リサイクル量	932 t	969 t	979 t	989 t
リサイクル率	2.87 %	2.87 %	2.87 %	2.87 %

④排水量（または水使用量）の削減

項目	2017年度 (基準年度)使用量	2021年度 目標	2022年度 目標	2023年度 目標
水使用量	4,506 m ³	4,502 m ³	4,501 m ³	4,500 m ³

⑤グリーン購入やグリーン調達（事務用品、作業服等の購入）

項目	2017年度 (基準年度)使用量	2021年度 目標	2022年度 目標	2023年度 目標
購入率	14.5 %	14.9 %	15.0 %	15.1 %

⑥社会貢献活動の実施

項目	2017年度 (基準年度)使用量	2021年度 目標	2022年度 目標	2023年度 目標
ごみゼロ運動	10 回/年	10 回/年	10 回/年	10 回/年
あいち夢はぐくみ サポーター	参加	参加	参加	参加

VI. 環境活動計画

①ダイオキシン類発生量抑制のための燃焼管理

イ、燃焼温度の適正な管理

- ・ 焼却時の燃焼温度を連続的に記録し、監視する

ロ、CO濃度の適正な管理

- ・ 焼却時のCO濃度を連続的に記録し、監視する

②温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減

イ、電気使用量の削減

- ・ 適正な運転計画を行うため、施設における維持管理票の作成
- ・ 不要時におけるスイッチのオフ運動の実施

ロ、ガソリン使用量の削減

- ・ アイドリングストップの実施
- ・ 車両更新時に低公害車の導入を検討課題として推進します

ハ、軽油使用量の削減

- ・ E C O運転の実施、個別の車両管理票を作成し数字の透明化を図る

ニ、灯油使用量の削減

- ・ 施設における維持管理日報を作成し燃料使用量を抑える
- ・ 不必要な部屋の暖房を停止する

ホ、排出ガス量の安定化

- ・ 廃棄物の定量投入により排ガス量の安定化を図る

③廃棄物の発生抑制・削減と再生利用リサイクルの促進

- ・ 徹底した廃棄物の選別によりリサイクル率を上げる

④排水量（または水使用量）の削減

- ・ ホースの先端にノズルを取り付け、洗車時における無駄な流水を抑制する
- ・ 焼却施設の冷却水を再利用し、排水量を抑制する

⑤グリーン購入やグリーン調達

- ・ ECO商品や再生品の購入

⑥社会貢献活動の実施

イ、ごみゼロ運動

- ・ 年間予定表を作成し、ごみゼロ運動を実施し環境美化に努める

ロ、あいち夢はぐくみサポーター

- ・ 地元中学生の体験学習を実施することで地域に密着した社会貢献を目指す

Ⅶ. 環境目標の実績と取組結果

(平成29年度、環境負荷を測定した実測値) (ダイオキシンを重点管理項目としています)

①法的規制等の遵守

燃焼温度の適正な管理 ○適正管理 2021年度 (維持管理記録簿) により記録・監視実施
CO濃度の適正な管理 ○適正管理 2021年度 (維持管理記録簿) により記録・監視実施

②温室効果ガス (二酸化炭素) 排出量の削減

燃料等の種別	使用量	CO ₂ 排出係数	CO ₂ 排出量
電気使用量	4,765.0 千kwh	0.50 t-CO ₂ /千kWh	2,382.5 t-CO ₂
ガソリン使用量	8.9 kl	2.32 t-CO ₂ /kl	20.6 t-CO ₂
軽油使用量	125.0 kl	2.58 t-CO ₂ /kl	322.5 t-CO ₂
灯油使用量	0.9 kl	2.49 t-CO ₂ /kl	2.2 t-CO ₂
A重油	35.0 kl	2.71 t-CO ₂ /kl	94.9 t-CO ₂
		t-CO ₂ /kl	t-CO ₂
廃棄物	15,098.7 t	2.71 t-CO ₂ /t	40,977.9 t-CO ₂
		計	43,800.6 t-CO ₂

項目	目標値	実測値	達成
原単位CO ₂ 排出量	3.11 t-CO ₂	2.90 t-CO ₂	○

③廃棄物の発生抑制・削減と再生利用リサイクルの促進

項目	目標値	実測値	達成
廃棄物の取扱数量	33,808 t	41,873 t	○
リサイクル量	969 t	1,632 t	
リサイクル率	2.87 %	3.90 %	

④水道の使用量の削減

項目	目標値	実測値	達成
水使用量	4,502 m ³	4,332 m ³	○

⑤グリーン購入やグリーン調達

項目	目標値	実測値	達成
グリーン購入 グリーン調達	14.9 %	15.0 %	○

⑥社会貢献活動の実施

項目	目標値	実測値	達成
ごみゼロ運動	10 回/年	10 回/年	○
あいち夢はぐくみ サポーター	参加	不参加	×

Ⅷ. 環境活動計画の取組結果の評価と次年度取組内容

① ダイオキシン類発生量抑制のための燃焼管理

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
燃焼温度の適正な管理	焼却時の燃焼温度を連続的に記録し、維持管理記録簿で監視する	確認できた	適正	継続
CO濃度の適正な管理	焼却時のCO濃度を連続的に記録し、維持管理記録簿で監視する	確認できた	適正	継続

②温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
電気使用量の削減	スイッチオフ運動の実施	スイッチオフ運動の励行	各スイッチに表示することにより意識が高まる	継続
ガソリン使用量の削減	エコ運転の実施	エコ運転の励行	呼びかけにより意識が高まる	継続
軽油使用量の削減	エコ運転の実施	エコ運転の励行	タコグラフ確認により意識が高まる	継続

灯油使用量の削減	スイッチオフ運動の実施	スイッチオフ運動の励行	呼びかけにより意識が高まる	継続
排ガス量の安定化	測定の実施	測定の励行	維持管理の徹底により基準値のクリア	継続
CO ₂ の削減	廃棄物の定量投入の実施	廃棄物の定量投入の励行	維持管理の徹底により意識が高まる	継続

③廃棄物の発生抑制・削減と再生利用リサイクルの促進

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
リサイクル量の増加	選別作業の実施	選別作業の励行	呼びかけにより意識が高まる	継続

④排水量（または水使用量）の削減

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
使用量の削減	不要な水道蛇口の停止	不要な水道蛇口の停止の励行	蛇口に表示することにより意識が高まる	継続
冷却水の再利用	焼却施設に使用する冷却水の再利用化	再利用の励行	冷却水を再利用することでより意識が高まる	継続

⑤グリーン購入やグリーン調達

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
再生紙やエコ商品の購入	再生品購入の実施	購入の励行	使用して意識が高まる	継続

⑥社会貢献活動の実施（ごみゼロ運動）等

目標	環境活動計画	取組結果	評価	次年度取組
ごみゼロ運動	年 10 回の実施	年 10 回の実施	呼びかけにより意識が高まる	継続
あいち夢はぐくみサポーター	地元中学生の体験学習の実施	地元中学生の体験学習の励行	参加して意識が高まる	継続

⑦次年度取組内容

- ・ 焼却時の燃焼温度を連続的に記録し、監視する
- ・ 焼却時のCO濃度を連続的に記録し、監視する
- ・ 不要時におけるスイッチのオフ運動の実施
- ・ アイドリングストップの実施
- ・ E C O運転の実施、個別の車両管理票を作成し数字の透明化を図る
- ・ 不必要な部屋の暖房を停止する
- ・ 廃棄物の定量投入により排ガス量の安定化を図る
- ・ 徹底した廃棄物の選別によりリサイクル率を上げる
- ・ ホースの先端にノズルを取り付け、洗車時における無駄な流水を抑制する
- ・ 焼却施設の冷却水を再利用し、排水量を抑制する
- ・ ECO商品や再生品の購入
- ・ 年間予定表を作成し、ごみゼロ運動を実施する
- ・ 地元中学生の体験学習を実施する
- ・ 上記、取組の排出量、使用量については、廃棄物処理単位当たりの目標値を設定するためのデータ取りを行う

IX. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無

1. 適用を受ける環境関連法規等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ダイオキシン類対策特別措置法

大気汚染防止法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

消防法 海部南部消防組合火災予防条例

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

水質汚濁防止法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

自動車リサイクル法

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

浄化槽法

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（愛知県）

県民の生活環境保全等に関する条例（愛知県）

公害防止協定と地元の同意書（旧美和町・二ツ寺区長）

2. 遵守状況の確認結果と違反・訴訟等の有無

上記適用法規の規制事項につき、遵守状況のチェック表により確認した結果、法令等への違反事項はありませんでした。

また、訴訟等の近隣住民からの苦情、関係省庁からの改善命令も過去3年ありませんでした。

X. 代表者による全体評価と見直しの結果

代表者による全体評価と見直しの結果

1. 全体評価と見直しの結果（2022年9月15日実施）

- ① 環境目標に挙げる、法的規制等の遵守、社会貢献活動の実施、温室効果ガス排出量の削減、再生利用リサイクルの促進、水道の使用量、グリーン購入やグリーン調達においては目標を達成することができ、良い結果を残すことができました。
今回の結果を維持できるよう社員全員が一丸となって継続に努めてもらいたい。

- ② 昨年に引き続いて新型コロナまん延に伴い、感染性産業廃棄物の処理量が更に増加傾向にあります。
社内で、クラスター発生を防ぐ処置を実施して、作業に従事してもらいたい。

- ③ 事故防止の観点から、作業者及び、第三者災害を抑制するため、安全確認、整備不良の点検等、事故の未然防止に継続して努めてもらいたい。

- ④ 環境活動や地域の社会貢献に積極的に取り組むことで、企業価値の更なる向上を目指してまいりますので、今後とも皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

環境経営方針等、環境経営システムの見直しも変更をしません

2022年9月15日

代表取締役 加藤 慎 史

XI. 参考資料

ごみゼロ運動



(清掃活動の様子)



(清掃活動の様子)

あいち夢はぐくみ サポーター

新型コロナウイルスまん延防止処置のため、各学校と話合いの結果 中止となった。